

○厚生労働省告示第二百七号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十八条の規定に基づき、子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成二十一年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次の表のように改正し、令和三年一月一日から適用する。

令和元年十二月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>第一 (略)</p> <p>第二 事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十六条の二の規定による子の看護休暇及び法第十六条の五の規定による介護休暇に関する事項</p> <p>(一) 子の看護休暇及び介護休暇については、労働者がこれを容易に取得できるようにするため、あらかじめ制度が導入され、規則が定められるべきものであることに留意すること。また、法第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項において準用する法第六条第一項ただし書の規定により、労使協定の締結をする場合であっても、事業所の雇用管理に伴う負担との調和を勘案し、当該事業主に引き続き雇用された期間が短い労働者であっても、一定の日数については、子の看護休暇及び介護休暇の取得ができるようにすることが望ましいものであることに配慮すること。</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 法第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項において準用する法第六条第一項ただし書の規定による労使協定の締結により厚生労働省令で定める一日未満の単位での子の看護休暇又は介護休暇の取得ができないこととなる「業務の性質又は業務の実施体制に照らして、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することが困難と認められる業務」とは、例えば、次に掲げるものが該当する場合があること。なお、次に掲げる業務は例示であり、これらの業務以外は困難と認められる業務に該当しないものではなく、また、これらの業務であれば困難と認められる業務に該当するものではないこと</p>	<p>第一 (略)</p> <p>第二 事業主が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第十六条の二の規定による子の看護休暇及び法第十六条の五の規定による介護休暇に関する事項</p> <p>(一) 子の看護休暇及び介護休暇については、労働者がこれを容易に取得できるようにするため、あらかじめ制度が導入され、規則が定められるべきものであることに留意すること。また、法第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項の規定により、労使協定の締結をする場合であっても、事業所の雇用管理に伴う負担との調和を勘案し、当該事業主に引き続き雇用された期間が短い労働者であっても、一定の日数については、子の看護休暇及び介護休暇の取得ができるようにすることが望ましいものであることに配慮すること。</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 法第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項の規定により、労使協定の締結により厚生労働省令で定める一日未満の単位での子の看護休暇又は介護休暇の取得ができないこととなる「業務の性質又は業務の実施体制に照らして、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することが困難と認められる業務」とは、例えば、次に掲げるものが該当する場合があること。なお、次に掲げる業務は例示であり、これらの業務以外は困難と認められる業務に該当しないものではなく、また、これらの業務であれば困難と認められる業務に該当するものではないこと</p>

イ (略)

ロ 長時間の移動を要する遠隔地で行う業務であつて、時間単位の子の看護休暇又は介護休暇を取得した後の勤務時間又は取得する前の勤務時間では処理することが困難な業務

ハ 流れ作業方式や交替制勤務による業務であつて、時間単位で子の看護休暇又は介護休暇を取得する者を勤務体制に組み込むことによつて業務を遂行することが困難な業務

④ 労働者の子の症状、要介護状態にある対象家族の介護の状況、労働者の勤務の状況等が様々であることに対応し、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での休暇の取得を認めること、法第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項において準用する法第六条第一項ただし書の規定による労使協定の締結により厚生労働省令で定める一日未満の単位での休暇の取得ができないこととなつた労働者であつても、半日単位での休暇の取得を認めること等制度の弾力的な利用が可能となるように配慮すること。

三〇十六 (略)

イ (略)

ロ 長時間の移動を要する遠隔地で行う業務であつて、半日単位の子の看護休暇又は介護休暇を取得した後の勤務時間又は取得する前の勤務時間では処理することが困難な業務

ハ 流れ作業方式や交替制勤務による業務であつて、半日単位で子の看護休暇又は介護休暇を取得する者を勤務体制に組み込むことによつて業務を遂行することが困難な業務

④ 労働者の子の症状、要介護状態にある対象家族の介護の状況、労働者の勤務の状況等が様々であることに対応し、時間単位での休暇の取得を認めること等制度の弾力的な利用が可能となるように配慮すること。

三〇十六 (略)